

総務常任委員会要点記録

日 時： 令和3年6月14日（月）
午前10時00分～午後1時55分
場 所： 議場

出席委員 (7人)	委員長 委員 委員 委員	渡 辺 しんじ 橋 本 由美子 池 田 けい子 いじま 文彦	副委員長 委員 委員	藤 條 たかゆき いぢち 恭子 折 戸 小夜子
--------------	-----------------------	---	------------------	-------------------------------

出席説明員	企画政策部長 施設政策担当部長	藤 浪 裕 永 榎 本 憲志郎	市民自治推進担当部長 企画課長事務取扱(兼) 市民自治推進担当課長事務取扱	田 島 元
	行政管理課長 広報担当課長 情報政策課長	小 柳 一 成 尾 崎 ゆかり 竹 田 昂 士	資産活用担当課長 財政課長	内 田 直 人 磯 貝 浩 二
	総務部長 人事課長 市民経済部長 経済観光課長 会計管理者	渡 邊 眞 行 佐 藤 彰 宏 鈴 木 誠 渡 邊 哲 也 芳 野 俊 彦	総務契約課長 法務担当課長 市民課長 観光担当課長	櫻 田 芳 恵 鶴 田 彬 光 片 岡 千 晴 三 浦 博 幸

案 件

	件 名	結 果
1	特定事件継続調査の申し出について	決定

協 議 会

	件 名	担 当 課 名
1	多摩市市制施行50周年記念タイムカプセル事業について	企画課
2	ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について	企画課
3	多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について (令和3年9月改正予定)	行政管理課
4	多摩市役所本庁舎建替基本構想策定方針(案)について	行政管理課
5	学校法人日本医科大学多摩永山病院の建替えについて	行政管理課 健康推進課
6	たま広報及び多摩市公式ホームページのリニューアルについて	秘書広報課
7	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	人事課
8	多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について	文書法制課
9	「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」・「多摩市工事契約約款第25条第6項(インフレスライド条項)」及び「多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項までの規定(全体スライド条項)」の市の対応について	総務契約課
10	多摩市公契約条例の実施状況等について	総務契約課
11	新型コロナウイルス感染症への取組状況(5月末現在)	課税課 納税課 市民課 経済観光課
12	永山マイナンバーカードセンターの窓口時間延長について	市民課
13	証明書交付手数料等の収納に係るセミセルフレジ及びキャッシュレス決済	市民課
14	多摩市子育て応援事業「みんなでたまっこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～	市民課 経済観光課
15	多摩市・富士見町アンテナショップ「Ponte」の事業引継ぎについて	経済観光課
16	「東京都市長会広域連携事業」令和3年度予定事業と令和2年度実績報告について	経済観光課
17	「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第2弾の実績(中間報告)と第3弾の実施について	経済観光課
18	令和2年度基金運用実績の報告について	会計課

午前10時00分 開会

渡辺委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより総務常任委員会を開会する。

本日配付された協議会の資料は行政資料室に所蔵している。

それでは、これより審査に入る。本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただく。

日程第1、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただく。

この際暫時休憩する。

午前10時02分 休憩

(協議会)

渡辺委員長 ここで協議会に切り替える。

それでは、1、多摩市市政施行50周年記念タイムカプセル事業について、市側の説明を求める。

藤浪企画政策部長 先に企画政策部から6件ご説明をさせていただく。併せてこの中に記載はないが口頭で、昨年9月の追加補正で庁内の業務用Wi-Fiや総合事務の端末モバイル型の予算をお認めいただいたが、その進捗状況について口頭で簡単にご説明をさせていただければと思っているのでよろしくお願ひする。それでは、資料に基づいて順に課長から説明させていただく。

田島企画課長 まず協議会資料の1番、市制50周年の関係でタイムカプセル事業を行うので、そちらをご報告させていただく。

まず大きな1番で概要を書いているが、こちらについては、市制施行の10周年の際に「タイムカプセルの杜記念式典」を実施し、タイムカプセルを埋設した経緯がある。当時行政資料と、あと当時の子どもたちの思い出の品をタイムカプセルに埋めて2つ、ちょうど中段に当時の臼井市長の写真があるかと思うが、そちらに写っている球体がタイムカプセルとなっ

ている。こちらに行政資料と、子どもたちの思い出の品のタイムカプセルを埋めて、当時40年後の市政施行50年に当たったときにこちらを掘り起こすことに決めていたので、ここで改めて今年の11月3日にこのタイムカプセルの掘り起こしを行っていきたいと思っている。

その当時埋めた内容であるが、行政資料は別にあるが、ほかに子どもたちの思い出の品については、資料の2ページ目にあろうかと思うが、当時は6館の児童館があり、児童館単位で当時の思い出の品を個別に入れているところである。豊ヶ丘児童館はキャンプの思い出の写真、一ノ宮児童館は素焼きの手形版、当時けん玉がはやっていたということで愛宕児童館はけん玉、あと東寺方児童館がブローチ、連光寺児童館がビーズ、折り紙、永山児童館がめかごとキャンプの集合写真等、それぞれ内容は異なるが当時の思い出の記念品が入っているので、こちらの掘り起こしをしたいと思っている。

当時は秘書課で担当しており、そちらの資料から協力いただいた当時のお子さんたちの氏名等は残っているが、今現在の年齢に直すと41歳から52歳ぐらいの方々である。ちょうど私と同じような世代の方々になっているので、市内に在住している方も少なくなっている中では、実際にこの当時思い出の品を入れた方々を今探しているところである。たま広報や、マスコミの皆さんにもご協力をいただいて幾つかのメディアでも取り上げていただき、この資料を作成した当時は3名の方が見つかったと書いたが、今現在大体10名に名乗り出ている。そちらの方々には、今年の11月3日に簡単な記念式典をやろうと思っているので、できたらお越しいただきたいと思っている。

1番下の3であるが、これを掘り起こしをしていくのと同時にまた新たなタイムカプセルを埋めていきたいと思っている。前回は40年後ということで50周年の今年掘り起こしをすることを決めたが、40年たってしまうと職員もほぼ皆定年してしまって当時のことを詳しく覚えている人間が現役の中にはいないという状況にあるので、できればその反省に立ち、教育委員会でも「2050年の大人づくり」をやっているので、今回は30年後の2051年にまた掘り起こしていきたいと思っている。

現在児童館は10館あり、この前児童館の館長会で協力依頼をさせていただいたが、今回についても各児童館に思い出の品、タイムカプセルに入れるものについて今作成をしていただいているところである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 3点だけお聞きしたいが、次は30年後と言われていたが、この当時埋めたときにはこの50周年のときに掘り起こすと決めていたのかどうかは1点、あと当時参加された市民でお名前がわかるのが今10名ぐらいと言われていたが、この方たちへのアプローチというのは、例えば氏名、住所が残っているのであれば、先に市が問い合わせをしたがなかなか厳しかったのでメディアを通じて呼びかけているのかが2点目、もう1点は、この掘り起こした品物は何か展示をするのかどうかをお聞きしたいと思う。

田島企画課長 今3点質問をいただいたが、まず1点目、40年後に掘り起こすことは基本的に当時決定していた。ただ、具体的にどの時点でやるのか、その式典をきちんとやるのかまで詳細には決めていなかったもので、そこは今回50周年に合わせて決定をさせていただいたところである。

あと確かに40年前の記録資料は残っていて、実際にこちらに入れていただいた当時のお子さんたちの氏名と住所については残っているが、先ほど申し上げたように40年たつと現住している人はほぼ限られていて、皆さん転出されている方がかなりおられ、当時の住所地に今もおられる方は多少調べた中でもあまりいなかったもので、まずはたま広報や市公式ホームページ、メディアを通じてその当時の関係者を探しているところである。ただ、児童館等の関係者に当たってみれば情報がもう少し得られるかと思っているので、今後についてはもう少し細かいところにも当たっていきたいと思っている。

最後の3点目、当時の思い出の品については、基本的にはその当時皆さんにお返ししていくことを方針として決めていたので、今回この11月3日にお集まりいただいた方がおられれば、基本的にはご本人にお返しをしていきたいと思っている。

池田委員 例えば式典でお返しする前に公開・展示するようなことは考えていないのか。

田島企画課長　　言われるとおり、全ての皆さんにここでお集まりいただけるとは当然思っていないので、基本的にはそちらにお集まりいただいた方については個々の品物をお返ししたいと思っているが、それ以外の物については、今回児童館にご協力いただいているので児童館等に一定程度展示し、また引き続き関係者の方がおられれば順次お返しをしたいということで今調整中である。

いぢち委員　　これに参加する子どもたちへの周知の方法についてお伺いする。これは児童館主体でやっているようであるが、ただ、全てのお子さんが児童館に関わっているわけではない。本当に全てのお子さんにここで参加してもらうとしたら大変なことになると思うが、例えば呼びかけについては小学校ごとに周知を行う等、その辺の工夫はどうなっているのか。

田島企画課長　　また新たにタイムカプセルを埋めていきたいと思っているので、そちらについてどういった品物を入れていくかについては、現在、各児童館にご検討いただいているところである。また、実際に埋める11月3日の式典に参加いただくお子さんたちについても基本的には児童館に考えていただいているので、児童館単位でお子さんたちの募集等は行っていただきたいと思っている。ただ、今の段階ではこの11月3日時点でコロナの状況がどのようになっているのかまで推測できかねるので、ある程度人数等に制限をかけるのか、来たい方にはぜひ来ていただくというやり方にするのかについては、もう少ししたった夏の段階ぐらいで考えていきたいと思っている。

いぢち委員　　もちろん、コロナへの配慮というのは当然あると思う。ただ、これは児童館主体であるが、児童館には関わっていないお子さんでも、そういうのがあんならやってみたかったという思いのあるお子さんはいるかと思う。例えば、各小学校に周知をして、ふだん児童館に通っていないお子さんでも、もし何か希望があれば例えばエントリーできるようにする。あるいは何人かで、100人のお子さんが100個の品物を持ってきたらそれはもうどんどん大変になるが、そのところで皆で参加したという、希望するお子さんにはなるべく参加していただけるような工夫、個人的に後からこういう試みを知って僕もやりたかったのになというお子さんが出ないよう

な工夫が何かできないかと思って質問しているが、いかがだろうか。

田島企画課長 言われるように、そういったお気持ちは当然私もわかっている。資料については、タイムカプセルに具体的にどういったものを埋めるのかというのは今まだ業者とも調整中であるが、ある程度容量は限られているので、希望する皆さんの物を入れていくような形はなかなか取りづらいかと思っている。まだどういったタイムカプセルに、一館ごとに個々に入れていくのか、前回と同じようにある程度大きなものに、今回10館になるが、10館がシェアしながら入れていくのかについては今調整中である。タイムカプセルといっても大きさに限りがあるので、そちらについては、かなり容量についての調整をしながら進めていく必要はあろうかと思っている。

いちち委員 ここからは本当に意見であるが、特にコロナで大変な状況で、多摩市内のお子さんたちもなかなかお友達とつながる場がない、活動の場がないという状況である。そういったところで、感染への配慮はしながらも、少しでもお子さんたちがこれは面白いな、参加したいなというイベントを皆さんに提供できるような工夫を考えていただければと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

2番、ふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況について、市側の説明を求める。

田島企画課長 それでは、続いて協議会資料の2をご覧いただきたいと思う。これはふるさとTAMA応援寄附金及びふるさと納税の状況である。令和2年度の額が固まったが、毎年6月の段階でご報告をさせていただいているので、こちらでお願いしたいと思う。

まず大きな1番が、過去5年のふるさとTAMA応援寄附金とふるさと納税の実績になる。ふるさとTAMA応援寄附金というのは、基本的に市に寄附をいただいた特に団体の方、法人の方も含めた形のもので、これを大きく捉えている。上段の表でいくと、各年度ごとの寄附金額の上段の括弧の上の金額が、団体、法人の方、個人の方を含んだ金額になる。下段の括弧書きの中に入っている数字が、寄附金の税額控除の対象となる、基本

的には個人の方を対象としたふるさと納税と言われているものになるので、各年度ごとに二つの数字が並んでいるかと思う。令和2年度については、全体としては340件で、ふるさとTAMA応援寄附金として団体の皆さんからいただいた金額も含めると、おおむね1,700万円ほどいただいた。そのうち個人の方、税額控除の対象となる、いわゆるふるさと納税対象のものについては326件の1,376万円ほどになっている。

今回令和2年度については、ご案内のとおり、表組みの中段※3に書かせていただいたが新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金を設置したので、こちらの金額を上段の数字、令和2年度の1,729万円、1,376万円に含めているので、実際に新型コロナの寄附金としていただいた数字のうちの法人も含んだ形については921万9,000円、個人だけにすると630万円ほどという数字になっている。こちらが令和2年度の実績値になる。

大きな2番が、これはまだ始まったばかりであるが、令和3年度・今年度に入ってから寄附の実績になる。4月・5月分だけであるが、全体としては5件の12万円ほどとなっている。こういった寄附については年末にかけて全部実績が伸びていくので、ここについても令和3年度はどうなるかわからないが、引き続きまた実績が出たらご報告をしたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 ふるさと納税制度はネットでも出てくるくらい有名なものだと思うが、多摩市も市内の会社で企画しているところから何かお礼等ということで出ていたと思うが、この平成28年度から令和2年度・2020年度まで同じものなのか、変わってきたのか、その辺のところをお答え願う。

田島企画課長 こちらの返礼品の品物については、順次見直しをかけてきているところである。基本的な考え方として、多摩市におけるふるさと納税の返礼品については、多摩市に実際に来ていただくことにつながるような、いわゆる来街につながるような品物ということで、市内の企業の皆さんと連携しながら、返礼品については設計をしているところである。

令和2年度については、サンリオエンターテイメント、京王プラザホテ

ル、京王レクリエーション、ヤマト運輸、あと市内のデザイン会社のジオ、この5社と協定を結ばせていただいて返礼品を設定しているところである。過去については、日本アニメーションのスタジオ見学等についても入れた時期があるが、今現在は調整の結果、返礼品の対象からは外しているところである。

橋本委員　　ふるさと納税の仕組みそのものにはいろいろと意見があるところであるが、来街者の方、来ていただく方をふやそうというそのコンセプトに基づいていると、市民の方から聞くが、多摩市にふるさと納税をやる気には全くなれないということで結局食品関係が中心で、若い世代は随分とそれを使っている方が多いが、今のコンセプトを大切にしていって限り積極的に多摩市に寄附したいという方がなかなかふえていかない面もあるかと思うが、その辺のところが多摩市としては今後どうしようとなさっているか。

田島企画課長　　今回令和2年度についてはコロナウイルスの寄附金があったので、それだけで基本的に920万円ぐらいいただいている。こちらはほぼ市内の方からコロナに使ってもらいたいということでいただいた寄附なので、基本は市内の方が圧倒的に多かったかと思っている。それに対して、いわゆる返礼品目的のふるさと納税に関しては、橋本委員がおっしゃるように基本的に市外の方が圧倒的に多いところである。このふるさと納税の返礼品については基本的に市外の方を対象に行っているものであるので、市内の方が返礼品を目的としてふるさと納税をするということは基本的に想定をしていないところであるので、そちらはほかの自治体についても同様かと思っている。

橋本委員　　最後にするが、これ結果論としては税務にも関わるのでこの場では聞かないが、結局20代30代の若いファミリーの方たちは他市に随分と納税され、それが入ってくる金を少なくするところにもつながってしまっているのが多摩市にとっては非常に打撃的な部分もあると思う。そういう中で、世田谷区や港区など中心区に行くともっと大きな打撃があるらしいが、多摩市としても、このままふるさと納税のコロナの関係が下火になっていくとやはり通常の来街者だけになるかと思うので、この辺の対策について今後どのように進めていこうとしているのかを最後に伺う。

田島企画課長 特に首都圏の自治体については、今言われた世田谷区がおそらく都内の自治体では一番多いと思っていて、寄附の金額で大体100億円が外に出ていくかと思っている。控除の額についてはまだ下がると思うが。したがって、首都圏の自治体、特に都心部の自治体においてこのふるさと納税のあり方がかなり課題になっていることについては、多摩市も同じような認識を持っているところである。これまで申し上げたように来街につながるような返礼品ということで考えているので、こういったコロナの関係でどうしてもそういった外出をする機会、遠出をする機会が減っている中では、こういった考え方に基づいている多摩市としてはふるさと納税に関して大きな打撃を受けているかと私どもも考えている。ただ、今後こういったコロナが終息した後について、今まで取ってきた考え方を多摩市も変えて実際に特産品を返礼品に加えていくかという検討は今のところ行っていない。産業や農業といったところでの返礼品としてはかなり限られているかと思っている。基本的には現行の考え方を大きく変えない方向でいきたいと思っているが、橋本委員が言われるように、入ってくるよりも出ていく金額のほうがかなり大きくなっていることは当然課題であるので、こちらについては引き続きどのような対応が取れるか検討していきたいと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

3番、多摩市手数料条例の一部を改正する条例の制定について（令和3年9月改正予定）、市側の説明を求める。

小柳行政管理課長 多摩市手数料条例の一部改正を次の9月議会に上程させていただく予定であり、その事前のお知らせである。

改正概要のところに書いているが、手数料条例では手数料を徴収する事務と金額を定めている。その下にある（1）と（2）の2つの項目について修正をしたいと思っている。

資料の下側の2番、変更事由のところをご覧ください。まず（1）では、令和3年度に各種証明書の台紙である改ざん防止用紙をリニ

ューアルしようと思っている。市政施行50周年と合わせて子育て応援のコンセプトでの統一キャラクター入りのものとしようと思っている。それにより全ての証明書が絵柄入りとなる。現在多摩センター出張所限定でハローキティの絵柄入り住民票を通常のものよりも100円高く400円で交付しているが、全ての用紙が絵柄入りになるこの機会に条例を改めて、本市のPRをさらに進めていきたい。そのため、ただし書の部分を削除するというのが(1)の理由である。(2)の理由が、現在個人番号カードについては市町村が発行の主体になっており、再交付に係る手数料は条例に定めた上で徴収・収入している。それが、9月に番号法が一部改正される予定であり、これにより番号カードの発行者が市町村からJ-LIS地方公共団体情報システム機構に移る。この法改正の後には、市町村は機構からの受託事務として交付手数料を徴収することになるので、当該条例の規定が不要になるため削除するものである。

改正の内容は、その上の改正内容欄に書いているが、(1)の理由によっては、別表1の項番20にある手数料の額の欄のただし書の文言を削除する、(2)のところでは、別表2にある項番11そのものを削除するような改正をさせていただこうと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

4番、多摩市役所本庁舎建替基本構想策定方針(案)について、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件4の多摩市役所本庁舎建替基本構想策定方針(案)についてご説明をする。協議会案件4のファイルをお開き願う。

多摩市役所本庁舎の建て替えに向けて、令和3年度・4年度の2か年で基本構想を策定していく。策定に当たっての策定方針案を、まだ粗々ではあるがご説明したいと思う。

現本庁舎については、災害時の防災拠点機能としての対応、老朽化、狭隘化、さらには行政のデジタル化の進展などの状況変化への対応が主な課題となっている。基本構想の策定に当たっての基本的な考え方についてで

ある。

基本構想の検討の進め方においては、今後の市民サービスの方向性、司令塔としての防災拠点のあり方といったものを踏まえて、本庁舎に必要な機能を検討していく。そのことを踏まえて、建て替えの規模、場所等のあり方について整理をしていきたいと考えている。

検討の視点と検討事項としては、1点目として、今後の市民サービスの方向性を踏まえ、本庁舎に求められる機能を検討していく。2点目として、自然災害への対応など様々な危機管理において環境に配慮した司令塔として機能する防災拠点となる本庁舎のあり方を検討していく。3点目として、本庁舎の建て替えを契機に、行政のデジタル化の進展による庁舎機能のDX（デジタルトランスフォーメーション）を進め、行政サービスの向上、従来の市役所機能を本庁舎に集約する集約型、それと出張所などの他の公共施設と連携して役割分担をしていく分散型、こういったものについても検討していきたいと考えている。

また、策定においては、市民参画、職員参加、市議会との連携、学識経験者の助言を得ながら、検討を進めていきたいと考えている。市民参画では、アンケート調査や策定過程において市民、市、有識者などが意見交換をする場をつくっていきたいと考えている。また、庁内では策定委員会の設置などをして検討していきたいと考えている。市議会とは、議場などの議会機能等を含めて本庁舎のあり方を協議しながら進めていきたいと考えている。今後の社会状況の変化などを踏まえ、本庁舎のあり方や機能について専門的で広い見地から学識経験者の助言を得ながら、基本構想の検討を進めていく。

次のページをご覧いただきたいと思う。基本構想の策定スケジュールについては、令和11年度に本庁舎B棟が築60年となり、建物の一般的な耐用年数を上回り、ライフサイクルコストが増大する。こういったことから、令和4年度には基本構想を策定し、令和11年度までに本庁舎の建て替えを目指していきたいと考えている。今後、本策定方針（案）に基本構想の構成、策定体制といったものを肉づけしながら策定方針をまとめていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 今のご説明の(2)の②に、文言としては「環境に配慮した」ということしか書いてないが、多摩市は気候非常事態宣言を出しているの、それで今議会でもZEBも考えるということで、最初からそういうことを発信している市であることを明確にしてコンセプトとしてやっていったほうが、PR効果もあるし、作るほうとしてもやりがいが出てくるのではないかなと思うが、この2に収束されてしまっているのはどうしてか。ぜひ変えていただきたい。

内田資産活用担当課長 環境に配慮したというところでZEBといったものの検討は進めていきたいと考えていて、少し粗々な方針案ということでまとめたところがあるが、当然環境に配慮することは考えていて、今後策定方針の案をしっかりとつくっていくときに、その辺の書き込みを考えていきたいと思っている。

橋本委員 あと1点であるが、市議会及び学識経験者などの参画。今市側としては、議会との関係をどのようにしたいと思っておられるのか、もし方向性があれば。例えば議会のこの総務常任委員会ですり合わせをするのか、特別委員会をつくってもらいたいと考えるのか、それはまた時間もかかるのか、議会との関係でどのようにやっていきたいのか、何か具体的な構想があればお答え願う。

榎本施設政策担当部長 今日は基本構想の策定方針(案)ということで、市としての基本構想を策定するに当たって現時点での基本的な考え方、問題意識等についてご説明をさせていただいてご意見をいただければということで、このような機会を設けさせていただいた。今まさしく質問のところは、(3)の②市議会の皆様とということである。私どもとしては、本日も、まだ策定方針を決定する前に今このようなことを考えているということで情報提供、市の検討に合わせて適宜議員の皆さんにもご提示をさせていただいてご意見をいただきたいというスタンスでいるところである。そうした中で、今回は6月議会であるので、定例会の場を通じて必要な情報提供をさせていただいて様々なご意見をいただきながら、まさしく長年の懸案でもあるし大変重要な課題でもあるので、詰めていきたい。ここの中では、議場など

の議会機能もご案内のとおり本庁の中でもあるし、市民サービスの拠点であり、災害時には防災の拠点として大変重要な施設であるので、様々な観点から議会の皆様にもご意見をいただきたいと思っている。ただ、議会の皆様のほうでどういう体制で市と意見交換するのかについては、皆様方の様々なご意見があろうかと思う。いずれにしても、市としては、様々な機会を通じて意見交換してご意見を頂戴し、基本構想、これからの本庁舎のあり方、ビジョンについて策定していきたいと考えているところである。

橋本委員 最後になるが、時間が割とひっ迫している。令和4年度に基本構想を策定し終わるといことは、その辺のところでは議会と十分やらないといけないし、議場となると私たちも主体的に考えなければいけないが、その辺のスピードというのは、来年度の3月までに一つの形になるようやりたいというくらいのスピードを考えておられるのか、その辺だけ確かめておく。

内田資産活用担当課長 先ほどもご説明をしたとおり、令和11年度にB棟が60年を迎えるところである。また、I s値が0.9以上ないというところがあるし、本庁舎については狭隘化も問題となっている。基本構想については、令和4年度末を目指して取りまとめをしていきたいと考えている。その後については、令和5年度、6年度で基本計画を進めていきたいと考えている。ただ、社会情勢もかなり変化しているし、デジタル化の進行といったものもやはり視野に入れながら、来年度末にまとめていきたいと考えている。

折戸委員 1点だけ。今るる説明をしていただき、令和4年までに策定するということであるが、どのぐらいの会議を想定しているのか、そのスケジュールが詳しくわかっていれば教えてほしい。

内田資産活用担当課長 本日はまず粗々の方針ということで案をお示ししたが、今後策定の体制を肉づけしていきたいと思っている。さらにスケジュールも付け加えていきたいと思っていて、例えば庁内に策定委員会を設置する、有識者の方の入った会を設置するといったことも考えていきたいと思っているが、それについては、大体の想定として今年度と来年度で6回から8回の中で取りまとめをしていきたいと今のところは考えている。

折戸委員 6回から8回ということであるが、もちろん議会としての関わり方はこちら側もいろいろ考えなくてははいけないし、行政もどうしていくかという

のはこれからかと思うが、この回数でやる中の経過を逐一早めに、どういうことをやったのかという単なる経過報告だけをするのではなく、こういうこともまた次にやっていく、そしてまた結果という形で、情報をきちんと見える化した形で提示していただきたいと思うが、その件について伺って終わる。

榎本施設政策担当部長 検討の経過について見える化して様々なご意見をいただきながらということだと思う。本日も、策定方針（案）をこのように決定したということで皆さんに方針をお示ししているのではなく、現状の案、今このような問題意識を持っているということでご説明をさせていただいている。こういう機会を設けて丁寧にお示しをしてご意見をいただきながら進めさせていただきたいと思っているところである。今後は、先ほどのスケジュール感もあるが、その一方、コロナ禍でまだなかなかその先が不透明なところもあり、市民の皆様のいろいろな意識も変わろうということもある。行動変容、新しい日常がどう定着するのか、今後ワクチン接種が進む中でそういうところもきちんと見極めなければならず、本庁舎のあり方について大きく変わる可能性もあるので、スケジュール感を持ちながらも、一方ではそういうところも十分慎重に検討しながら進めさせていただきたいと思っている。議会の皆様方からも様々なご意見をいただきながら検討を進めていきたいと思っているので、どうぞよろしく願います。

藤條委員 質問というか意見であるが、こちらの件に関しては前回の総務常任委員会からもいろいろ各市に資料請求をさせていただいたり、申し送り事項にもなっている。基本構想策定のスケジュールがタイトな中で、橋本委員も折戸委員も言われていたが、議会との情報共有をやはり密にさせていただきたい。適宜そういった勉強会、また情報共有、そして協議ができる場なども設けていただきたいと思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会の5番、学校法人日本医科大学多摩永山病院の建て替えについて、市側の説明を求める。

内田資産活用担当課長 それでは、協議会案件5番、5つ目のフォルダをお開きいただきたいと思う。横長のグラフが入った資料である。

日本医科大学多摩永山病院の建て替えについては、3月の総務常任委員会と健康福祉常任委員会で状況を報告させていただいている。今回についても、両委員会で報告をさせていただきたいと思う。

本年2月に学校法人日本医科大学から多摩市長宛てに、新型コロナウイルス感染症拡大により病院経営が今なお厳しい状況から、影響を見極めつつ令和2年11月の文書中の2026年度の新病院開設を努力目標とする点を再考しているため当面の間時間を賜りたいという旨の文書提出があった。本日は、2020年4月から2021年3月における医業利益について2019年と比較したものを学校法人日本医科大学より資料提供いただいたのでご報告したいと思う。

上段の表の中で、医業利益AマイナスBの欄、対前年度差額では、2020年4月より毎月マイナスとなっているのがわかる。4月では前年度よりマイナス3,881万6,000円、右に行って5月ではマイナス1億5,844万3,000円。右下にあるとおり、直近の2021年3月ではマイナス8,661万7,000円となっている。1年間のトータルとしては、左下にあるとおり、入院診療収入がマイナス約7億7,000万円、外来診療収入がマイナス1億6,700万円、トータルの医業利益の実数としてはマイナス約13億580万9,000円となっている。緊急事態宣言が、6月20日まで延長され、日々感染者も出ている中で、依然として現場での対応を含め病院経営は厳しいと伺っている。この間も学校法人とは都度コンタクトを取っていて、状況等を確認しているところである。いつでも本格的な協議再開ができるよう、市としてどのような建て替え支援が考えられるのか検討し、今後も都度議会と情報共有をしていきたいと考えている。以上で報告を終わる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会6番、たま広報及び多摩市公式ホームページのリニューアルにつ

いて、市側の説明を求める。

尾崎広報担当課長 それでは、協議会 6 資料をご覧願う。たま広報と多摩市公式ホームページのリニューアルの案についてご報告をさせていただく。資料上段がたま広報、下段が多摩市公式ホームページとなっている。上段からご説明をさせていただく。

たま広報のリニューアルの背景であるが、市政施行 50 周年を契機に市民のための広報紙へ転換していきたいという思いでリニューアルを検討しているところである。

これまでであるが、私が入庁してから大きなリニューアルを行っていないということは、相当な年数行っていないということであるが、市政施行 50 周年も契機にしながら、市民のための広報誌をつくりたいという思いで、伝える広報紙から伝わる広報紙を目指したいと考えている。また、このリニューアルによってたま広報を読んでいない方々にもぜひ手に取っていただき、市政の動向あるいは多摩市についても知っていただき、シビックプライドの醸成に寄与できればということを目指している。

課題であるが、昨年 9 月に職員に対してアンケート、また 10 月には市民の方にもアンケートをさせていただいて浮き彫りになった課題が 1 から 5 番になる。10 代から 30 代の方々については精読率が低い、忙しい方はなかなか広げることできない、高齢者の方にとっては文字が小さかったり字間が狭いということで読みづらい、それから関心のある記事が少ないということが挙げられた。5 番については、これは職員にアンケートを取ったので、制作に係る業務負担、これは私どもというよりも職員それぞれ一人ひとりがというところであった。

この課題を解決するために、1 番右になるが、リニューアルのポイントとしては、手に取ってみたいくなる、読んでみたいくなるような広報紙、視覚的に伝えるデザイン、横書き統一右開き、サイズに関しては、A4 判にはせず現在のタブロイド判を継承する。また、高齢の方がストレスなく読めるような広報紙ということで、字間や行間を広げて読みやすいページを目指したいと思っている。また、ターゲット別のカテゴリー、例えば高齢者の方はそのコーナーを見れば、子育て世代はそこを見れば情報が得やすく

なるというような工夫をしていきたいと思っている。4番については、内々のことであるので、読んでおいていただければと思う。

今までと大きく違うのは、1面はビジュアルで見えていただいて、その説明を中面の2面でしていく。最終面は今まで健康コーナーだったが、ここは第2政策面ということで、そのほか細かいことでお知らせしなければならないこと、1面を見て裏を見て終わりというような方にも重要なことが伝わるような工夫をしていきたいと思っている。

カテゴリ別というのは、これは案であるが、例えばここは子育て、あるいはここは高齢者、障がいがある方というようなカテゴリ別にしていきたいと考えている。

今後は、7月に庁内の職員向けに説明会を10回程度行いながら、11月の市制施行50周年のときにはリニューアルをさせていただきたいというスケジュールで進めている。

もう一つ、多摩市公式ホームページのリニューアルである。下段になる。背景としては、以前、平成29年7月に大きなリニューアルをしているが、ICT分野の進歩、またスマートフォンやタブレットの普及、前回リニューアルしたときにはスマートフォン、タブレットの普及率が77.5%だったものが既にもう93.2%ということで、モバイルファーストも検討していかなければならない。また気象災害あるいは今般の新型コロナへの対応を考えると、重要な情報をいち早く、わかりやすく伝えていかなければならないというところがあったので、今回、令和5年を目指してリニューアルしていきたいと考えている。

こちらでも昨年・令和2年の3月から4月にかけて市民アンケート、庁内のアンケートを行った。市民の皆様からは、必要とする情報になかなかアクセスするのが難しい、検索がなかなかできないというようなご意見が多かったと思う。また、職員からは、ページ作成や更新に負担がかかる、スマートフォンでの操作性がどうなのかというような意見もあったので、モバイルあるいはパソコンどちらのユーザーにも快適に使っていただけるようなものを目指していきたいと考えている。

リニューアルのポイントとしては、検索機能を強化する。2番目につい

ては職員のほうであるが、直感的なページ作成ができるような機能を取り入れて更新の頻度を上げていく。おっくうさをなくすということである。それから、モバイルファースト、レスポンシブデザイン、どのような画面で見てもそのページがうまく見える、縦にしても横にしても、スマートフォンにも様々なサイズがあるし、あるいはタブレット端末で見てもきちんと見やすいものになる、合わせて変化していくというのがレスポンシブデザインということだそうである。また、災害時の情報発信力を強化していくということで、これはサーバーや回線の機能強化を検討している。

今後、経営会議で再構築方針を決定し、庁内での検討を進めながら、先ほど申し上げた令和5年のリニューアルを目指していきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、口頭報告である。

竹田情報政策課長 資料もなく口頭の報告であるが、よろしく願います。

昨年9月に補正予算でご承認いただいて、令和2年度と令和3年度の2か年をかけて今実行中のWi-Fi環境の整備と、業務用のシンクライアント端末の配備状況について報告をさせていただこうと思う。

現在Wi-Fi環境については、インターネット、あとは少し特殊な業務用のインターネット、それと内部で事務を行うためのネットワーク、この3つを出すことのできる白い端末を、会派の控室にも置かせていただいているが、東や西の会議室なども含めた本庁舎にひとまず設置が終わっている。だから、今日皆さんのiPadも、自動的に切替えてそのWi-Fiを捉えて動いている形になっている。ここが令和2年度までである。令和3年度からは、各出先機関、公民館や図書館といったところの業務の執務スペースへのWi-Fi環境の整備を進めている。こちらはおおむね秋頃に完了する予定で、無事にスケジュールどおり進行していることを、まず一つ目として報告させていただく。

もう一つが、そうしたWi-Fiを捉えていろいろな場所へ動いて仕事ができる、これは席を離れるのでテレワークと言うが、テレワークの方法

の一つには自宅であったり、何とかワーキングスペースであったり、いろいろな方法がある。要は席に固定されて有線であったものを離して仕事することを総称してテレワークと言ひ、このテレワークをするための専用端末としてシンクライアントという形の機種を選定している。こちらも無事に業者が決まり、納品がされ、今キッティングとってパソコンをさせるような設定作業を終えようというところである。もうじき配備も完了するので、現状の報告としてお伝えしたいと思っている。

これからはそうしたものをうまく使いながらより効率的な仕事はどのようにできるのかを考えていく期間になろうかと思うので、ひとまずその状況の報告ということで、この場を借りて説明させていただいた。

渡辺委員長 市側の報告は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて7番、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

渡辺総務部長 総務部からは、日程の第7から第10までの4件についてご報告をさせていただきます。

まず最初に、日程7、今お話があったものと、日程8については、押印の見直しに関して今後条例改正が予定されているものについてご説明をさせていただきたいと考えている。それぞれの所管課長よりご説明するのでよろしく願ひする。

佐藤人事課長 このたび人事課で上げさせていただいた条例の一部改正については、職員のサービスの宣誓に関する条例である。サービスの宣誓については、地方公務員法第31条の規定に基づき、新たに職員となった者はその職務を行う前にサービスの宣誓をしなければならないとされており、新入職員は入庁式で任命権者から辞令交付を受けた後、面前でサービスの宣誓を行う。その際、宣誓書に本人が自署、自分でサインをして任命権者に提出するが、本人が自署し、なおかつ押印を求める合理性や必要性を考え、判こレスにしても宣誓自体の効力がなくなることはないので、宣誓書の様式にある押印欄を廃止することとした。そのため条例の規定を改めるものである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

協議会の8番、多摩市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について、市側の説明を求める。

鶴田法務担当課長 では、引き続きご説明をさせていただく。資料は8番になる。

これは多摩市固定資産評価審査委員会の条例の改正についてのご説明である。さきにご報告させていただいた人事課と同じように、押印の廃止について検討しているものである。多摩市の固定資産評価審査委員会事務であるが、これは固定資産税を課す際の土地、家屋などの算定の基礎になる評価額に不服のある市民の方の異議申し立てを行う手続であるが、今般この手続について、より市民の方の便宜を考えさせていただいて、審査の申出書、この表紙に押していただいていた印、それと審理の途中で参考人の方がご提出いただく意見書、これを口述書と申し上げているが、この口述書について署名押印を廃止していくことを考えている。

このことについては、令和3年9月議会において改正の議案を提出させていただく予定である。

説明は以上である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて協議会9、「令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置」・「多摩市工事契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）」及び「多摩市工事契約約款第25条第1項から第4項までの規定（全体スライド条項）」の市の対応について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 それでは、協議資料の9番をご覧ください。今回、先日契約変更の議決をいただいた件の内容についてのご説明という形になる。

趣旨というところをご覧ください。今回は令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価と令和3年3月から適用する設計業務委託等の技術者単価、こちらはそれぞれ公表されているもので、新労務単価については前年度に

比較して全国平均1.2%、東京都においては平均約1.9%上昇したことが公表されている。それを受けて、単価が公表されたと同時に令和3年2月19日付で、国から新労務単価の早期の活用及びインフレスライド条項を適用するようという要請があり、各自治体が動いているところである。それを受けて、本市でも早急にこちらの内容を適用するという形で、今回新労務単価及び新技術者単価による契約変更をするための協議の請求ができる特例措置の実施とともに、インフレスライド条項も適用したという形で今回対応させていただいている案件になる。

下の2番以降にその詳細について載っているのでご覧ください。

まずアになるが、新労務単価の特例措置になる。こちらについては、適用対象案件、多摩市で言うと令和3年3月1日以降に契約締結した工事で、旧労務単価を適用した予定価格で積算しているものが対象工事になる。今回は、(3)のところになるが、請求の実績、令和3年4月16日を請求期限とし、結果として4件請求があった。先日契約の変更手続をさせていただいた多摩中央図書館の建設工事含めた附帯工事4件が、これに該当するものである。

裏面をご覧ください。イになる。新技術者単価の特例措置。こちらの適用対象の案件は、令和3年3月1日以降に契約締結した委託で、通常だと設計、測量などの工事案件の委託になるが、旧技術者単価を適用した予定価格で積算しているものとなり、(3)の請求の実績になるが、令和3年4月16日請求期限をもって請求がなかったということで、ゼロ件になる。

続いてウのインフレスライド条項の適用である。こちらも今回賃金等の急激な変更による上昇が見込まれるということで多摩市もインフレスライド条項を適用させていただいて対応するものである。適用の対象案件については、令和3年3月1日が工期内にある工事、契約日が令和3年3月1日以前で工期がまたがり、かつ残工事が原則2か月以上ある工事が対象になってくる。(3)請求の実績である。令和3年4月16日を請求期限として、結果1件の請求があった。こちらは、先日契約変更させていただいた和田中学校の電気設備工事が1件該当になる。

続いて、3ページ目、エの全体スライド条項の適用になる。こちらの対

象案件としては、契約日から12か月を経過している工事、1年を経過している工事で、残工事が2か月あるものという形がおおむねの内容になっているが、今回の請求の実績、令和3年4月16日を期限として、結果1件の請求があった。こちらは聖ヶ丘中学校の改修工事の案件になる。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

池田委員 私もよくわかっていないのだが、このインフレスライド法というのはご説明でわかるが、教えていただきたいのは、これは例えば国からの要望が各自治体にあったと思うが、こういうときは業者側から申し出があるのか、それとも市側からどうであるかと問い合わせをするのか、どちらなのか。

櫻田総務契約課長 今回の内容については、こういった国からの要請を受けて多摩市も率先してこの内容について適用するというので、内部でまずこの内容を決定させていただいてホームページ等で告知し、今回の対象の案件の皆さんに、多摩市はこういうことをやるという連絡はさせていただいている。それを受けて、自分たちの積算と合わせて請求をしたい方はこの請求期限までに請求ができるような仕組みになっているので、今回の内容についての対象者には全て通知させてもらった以降のお話を各自に連絡しているという形になる。

池田委員 では、市からしっかりと、こういうことに多摩市としても取り組むということでアピールをするということか。

あと、その金額であるが、増額の申請になるのでそれが適正なのかを市側としても精査すると思うが、その辺はどのような形で行うのか。言いなりではないと思うが、その辺のことをご説明していただければと思う。

櫻田総務契約課長 請求の金額になるが、請求があってから私どもの積算担当が実際に請求があった内容の金額を含めて積算をさせてもらう。契約変更に当たっての基準があるので、そちらの基準に基づいて積算をし、この価格になるということで事後に報告するような流れになっている。

橋本委員 多摩市がきちんと誠実に対応しているのはわかるが、これをやらなかったら、何の法律の違反になるのか。

櫻田総務契約課長 このように物価が上がっているということでの内容の要請になるので、私どもはすぐに対応させていただいてここ数年毎年やっているが、ほかの

自治体が毎年やっているかどうかについては、特に違法ではないので、自治体によってやっているところとやっていないところがあるかと思う。

橋本委員 ということは、公契約条例などもあり、多摩市としては、発注する側として、やってくださる業者さんで働く人たちへの誠実な対応という形で受け止めてよろしいのかどうか。

櫻田総務契約課長 私どもでも一つずつ丁寧に対応してこのような形の方法を毎年取らせていただいているので、事業者様もそちらについて対応していただいているかと思っている。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

 続いて10番、多摩市公契約条例の実施状況等について、市側の説明を求める。

櫻田総務契約課長 それでは、協議資料10番をご覧ください。

 今回公契約条例の実施状況についてご報告させていただく。今回は令和2年度の実施状況のご報告が最初に上がっている。ご覧いただければと思うが、令和2年度については、工事35件、委託64件、指定管理5件という結果になっている。

 (2)が審議会の内容になる。審議会は毎年5回開催しているところではあるが、今回令和2年度においては、コロナ禍の影響によってなかなか開催できないような状況になり、3回実施させていただいたという形でこのような報告になる。1回目が、まずは労務報酬下限額に向けての考え方と課題の整理というような形で課題を整理して、どのような形で労務報酬下限額にしていくかという考え方を検討させていただいている。2回目は8月31日に行ったが、1回目と同様の内容で引き続いて対応させていただき、この後10月に実際に答申書という形にさせていただいている状況になる。3回目は年が明けた令和3年2月5日に行い、答申書その2ということで、課題の整理した内容を答申という形で上げていただいた。

 (3)は事業者アンケートの概要である。こちらは毎年、年度が始まったらすぐに前年度の事業者さんに向けてアンケートを実施させていただき、

ここに書いてあるような理解度を含めていろいろとお聞きさせていただいているが、令和2年度当初はコロナ禍で事業者の方々も混乱している状況であったので、前回は実施しなかった。今回、まだコロナ禍ではあるのだが、皆さんにご協力いただいて、ここに本年って書いてあるが、令和3年度も実施させていただいている状況になる。ただ、回答率については、皆さん大変な状況にあるので低くなったが、実施したということでここにご報告させていただいているものになる。こちら本年というのが令和3年の4月に行ったもので、前々年というか、令和2年度は行わなかったなのでその前の年、元年度の数字が出ていますので、その対比という形の表で見比べていただければと思う。1番目については理解度になるが、ここも毎年やっていたらいる事業者も数多くあるし、初めての事業者もあるが、毎年行っているということで理解度が進んでいったかと思っている。「理解できている。」「まあまあ理解ができている。」を合わせると97%以上となるので、今年も理解していただいたと考えている。そのほか、適正な労働条件の確保・労働者の生活の安定に結びつく成果についてはどうかという内容のアンケートについては、「成果があった。」「今は成果が見られないが、今後成果があると考え。」とさせていただいた事業者を合わせると70%以上で、おおむね理解していただき、少しずつではあるが成果があるのではないかと考えていただいている事業者様がふえてきていると思っている。

あと工事・業務の質の向上についてという問いもさせていただき、こちらについては「質が向上した」「今は成果が見られないが、今後、工事・業務の質の向上につながると考える」とさせていただいた事業者両方合わせると70%程度の事業者に言っているということで、一歩ずつ進んでいるかを見ている。

このような形で、アンケートは毎年同じ項目をアンケートさせていただいて推移を見させてもらいながら、そのアンケートの内容を踏まえて審議会にもご報告させていただき、ここで課題が見えるところを審議会でもんでいただいで整理し、次の内容につなげていこうということが審議会の中で話されているところになる。あとは見ていただければと思う。

次、裏面の2番、令和3年度の取り組みについてご報告させていただく。

これからはなるが、今上がっている案件は工事35件、委託64件、指定管理7件で、これは5月21日現在の数であるが、このような形になっている。

審議会も、基本的には5回やる予定でいるが、今回5月に予定していた第1回が緊急事態宣言が発令中ということもあり中止させていただいたので、今のところ4回をおおむね考えている。こちら第1回6月下旬となっているが、今回審議会の委員の方々と調整させていただいて、今のところ7月2日予定という形で今考えている。内容的には、ここに書かせていただいているが、課題の整理、アンケートの内容についての検証をさせていただいて中長期的な課題等の整理、あとは労務報酬下限額の考え方なども含めて1回目と2回目で話をさせていただき、3回目の9月の下旬、10月までには答申書という形で答申を上げていただくための内容を審議いただきたいと思っている。年を明けた1月上旬には、答申書その2ということで2回目の答申もいただければと考えている。今回、令和3年度に取り組む課題も含めて、いろいろな視点から、賃金台帳の整理、労務報酬下限額の考え方、あとは適用の範囲などもこれから十分に精査させていただいて、審議会の委員の方々にいろいろと活発なご意見をいただいで決めていきたいと考えている。

以上である。

渡辺委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員

このアンケートの結果であるが、もう少し多くのところを答えていただきたいと思うが、1番の公契約条例については大体のところまで理解できているということはわかるが、②と③と④で「成果はない」「変わらない」「活性化につながらない」とかなり否定的な答えをなさっている方が大体数として3割くらいおられる。そうすると、その業者は全部同じ業者が重なっているとしたら、何らかの形で公契約条例の持つ意味をもう少し理解していただかないと、そこで働く下請業者もいるわけで、そこに本当の意味の効果が伝わらない感じがするとアンケートのここだけを見ると思うが、その辺のところはどう分析されているのか、また、そういう業者にアプロー

チされたりすることがあるのかどうかを伺う。

渡邊総務部長　今ご指摘のあったようなところが一定の数ある。どういう方たちなのかと私どもも分析している中では、公契約条例があってもなくても自分のところで働いていただいている労働者の方たちには十分な賃金をきちんと払っているという自負をお持ちの方がやはりおられる。そういうところで、行政のほうから決められたことではなく、それ以上のものをもう支払っている中で工事等を行い、質の担保も行っているという自負を持っている方が、ご理解はしていただいている中でも、そういう部分がこういうところにあらわれているのかと考えているところである。

橋本委員　そういう形で労使ともに満足が得られていれば私たちも問題ないと思うが、下請の方やそこに入った若い人たちはなかなか物が言えないということも末端では聞くこともある。だから、本当に頑張って自負していて市の言うことなどいいのだというので、いい方向にだけ行っていけばいいのだが、そこで働く方たちはなかなか物が言えない、もう少しこうしてほしいというものがあるのではないかとということも見えるので、ぜひその視点も忘れずに今後も公契約条例の質の向上につなげていただきたいと思いますので、その辺のことを最後にお聞きしたいと思う。

渡邊総務部長　働いている方から様々な意見が寄せられる、またそのハードルが低いということは大事だと考えている。公契約条例の対象になっているものについては、公契約条例の対象でここには賃金がこれだけ支払われることになっているということがわかるような形になっている。そういう中で、もう少しこのようにしてもらいたい、私たちそれだけもらってないよというような声がハードルの低い形で私どもにしっかり届くよう十分留意していかなければならないと考えているところである。

池田委員　今のところで、部長がお答えになった③のところも、例えばこれからの質の向上につながるというよりも、もともとしっかりとやっているのだということかもしれないと考え、この聞き方や項目などもずっとこれでいくのか、あるいはもう少し検討して内容を変えて項目をふやしてそれがわかるような形にする等、この質問項目を今後変えていくようなことはあるのか。

櫻田総務契約課長 アンケートの内容について今まで特に大きく変えていないのは、こういった推移が取れるためにやろうというのが大本の目的ではあるが、その中でも細分化して、では、この内容を持っていない方についてはどうのご意見なのかを細かく書くようなスペースを私ども設けているので、そこなども審議会の中で実際にあった生の声ということで皆さんに諮って、実際にこうだった、では、どうしていこうかというような形で反映できるような仕組みは取っている。ただ、今言ったようにアンケート自体を大きく変えなくても、もっと細かく詳細にすることは可能だと思うので、事業者の方々が負担にならない程度で少し検討はしようかと思っている。

池田委員 例えば既に向上を目指してやっているというのはしっかりと丸をつければ済むことだったら、それがわかりやすいような形での検討も考えていただければ思う。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 1 番、新型コロナウイルス感染症への取組状況（5月末現在）について、市側の説明を求める。

鈴木市民経済部長 それでは、私どもから7件ほどご説明を申し上げさせていただきたいと思う。最初の今の部分については私からご説明をさせていただき、あとの案件については順次課長からご説明をさせていただくのでよろしく願います。

新型コロナウイルス感染症への取組状況についてである。常任委員の皆様が替わられたのでこれまでの経過をご説明させていただければと思うが、昨年度の総務常任委員会の協議会で、私どもの進捗状況等については毎回ご報告をさせていただいてきたところである。今回については、3月の議会で報告した以降の動きをご説明させていただければと思う。また、今回ここに出ているほかに別立てで後段で案件として上げさせていただいているものについては、詳細をまた後段で説明するので省略させていただくということでよろしく願います。

それでは、内容のご説明を申し上げる。Iの経済対策の1番目、融資等

に関わる証明書の交付手数料の減免についてである。こちらについては、昨年の4月20日からこれまで実施中であるが、実績としては昨年度・令和2年度4,103件の減免という形での交付をさせていただいた。1件当たり証明書300円であるので、金額換算で申し上げると大体120万円となっている。また、今年度については、5月末現在となるが207件という状況である。

続いて2番目、事業者グループ連携支援補助金についてである。こちらは令和2年度に追加補正で、9月の補正予算でやらせていただいた案件であるが、今年度・令和3年度においても当初から予算計上させていただいたところである。エントリー期間を第1期と第2期に分けさせていただき、第1期については5月20日から募集を開始しているところである。実施内容については、昨年実施した内容と特段変更はない。1番下のところの昨年度の実績であるが、5件想定していたところ4件交付決定とさせていただいたが、2件がコロナの影響でどうしても準備ができなくなったということで中止となってしまい、実際には2件実施というような状況になっている。

続いて3番目のキャッシュレスでGO!GO!多摩についてである。こちらの第2弾と第3弾については後ほど案件でご説明申し上げるので、こちらでお聞きいただければと思う。

4番目のお弁当マーケットである。3月と4月に第3弾から第5弾ということで3回ほど実施させていただいたところである。第3弾と第4弾、第5段、市役所の芝生広場以外にグリナード永山の広場も活用して実施させていただいたところである。実績については、こちらに記載のとおりとなっている。

5番目の環境配慮型おうち消費促進事業についてである。こちらは3月の最終日補正で計上させていただいたところであるが、飲食店の事業継続のためのテイクアウトやデリバリーの取り組みを応援し、併せて巣ごもり消費の拡大で増加しているプラスチックごみの削減を併せてやる事業ということで組みさせていただいている。事業については、Aの啓発グッズの配布事業と補助金の交付事業との2本立てとなっていて、啓発グッズの配布

事業については、テイクアウトやデリバリーを利用した方がマイバッグ等を持参していただいた場合にポイントを付与させていただき、集めていただいたポイントの付与に応じて啓発グッズをお渡しする。こちらは多摩産材を使用した箸または保冷機能がついたエコバッグとなっている。

補助金の交付事業については、テイクアウトやデリバリーでリユース容器やバイオマスプラスチックの容器等を使用するなどにかかる経費ということで、補助率10分の10の10万円とさせていただいている。こちらについては、今既に5件ほどの申請が出てきているところである。

続いて6番、商店街の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の費用の補助である。こちらは商店街で新型コロナウイルス感染症の拡大のガイドラインに基づいた取り組みをするようなどころに対しての購入費用等々の一部を補助する制度である。こちらも3月の最終日補正で計上させていただいたところである。特に商店街単位で消毒液やマスク等も共同購入していただければ補助の対象になるというような仕組みになっている。

その他の取り組みであるが、セーフティネット保証に係る認定書の交付状況である。こちらは昨年2月から実施しているところであるが、実績は今年の5月末現在では認定件数24件であるが、昨年・令和2年3月から今年の3月31日までは612件という状況である。

2番目の多摩市サテライトオフィス設置事業補助金は、今年度新規事業で計上させていただいたところである。こちらについては5月31日まで第1次の申請受け付けであったが、実際に今まで申請が上がったところがないという状況である。お問い合わせいただいた中でいろいろと伺った話等も勘案すると、第2次募集に向けて募集要件等々を少し見直す必要がありそうかということで今検討しているところである。

続いて3点目の多摩市緊急就労支援事業である。こちらについては3月の最終日補正で上げさせていただいた雇用対策の事業であるが、公募型のプロポーザルで事業者の募集を行っておるところである。4月28日締切りで募集をしたところ2社から応募があり、現在6月14日締切りで提案書の作成をさせていただいているところである。7月中に事業者決定をし、8月1日から事業を開始したいということで準備を進めておるところである。

る。

大きなⅡの税制措置のところの1番目、個人市民税の申告期限の延長である。今年も新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限の延長要請があり、3月15日までのものを4月15日までの1か月間個人市民税の申告期限の延長をさせていただいた。申告件数については708件で、昨年の636件に比べてふえているような状況である。また、来庁された方については410件、郵送件数が298件で、昨年にと比べると来庁が減って郵送がふえているような状況である。

2番目の市税の徴収猶予の特例制度である。こちらは今年の2月1日まで徴収猶予の特例をやらせていただいたところである。徴収猶予の特例の申請については延べ336件という状況になっている。また、今回の新型コロナウイルスの影響による納税相談の延べ件数については514件という状況になっている。

3番目の中小事業者が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税、都市計画税の軽減措置である。こちらについては、最終確定で総額になるが1億4,273万1,000円という状況である。

次のページをお開きいただきたいと思う。その他の取り組みであるが、非接触型行政サービスの展開等ということで、1番目の市税等のスマートフォン決済アプリの拡大ということで、昨年の9月末からPayPayとLinePayを使えるようにさせていただいたところである。その結果市税の収入については、合計で745件、2,335万1,900円という実績である。そのほか国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料を含めると、1,113件の3,011万1,300円。ちなみに今年度の5月末までの実績である。市税については1,526件、合計で3,283万2,400円と昨年の実績を上回っている。これは固定資産税の1期分の部分の納期がちょうど合致したということで、多分それでふえているのではないかと分析しているところである。

2点目の証明書のコンビニ等での交付の拡大であるが、今年の4月から、戸籍証明、課税証明にも追加をさせていただいたところである。

次ページのところに一応実績を入れさせていただいている。4月の実績

となるが、住民票と印鑑登録証明書は全体の発行数に対しての割合が約1割を超えているところであるが、ただ、課税証明、戸籍証明等についてはまだ4%台という状況で、全体の1割になるような状況である。

3番目の手数料のキャッシュレス決済の関係であるが、こちらについては後段でまた案件としてご報告をさせていただくので、その中で詳細な報告をさせていただきたい。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

続いて12番、永山マイナンバーカードセンターの窓口時間延長について、市側の説明を求める。

片岡市民課長 最初に、2ページ目のグラフをご覧願う。こちらの棒グラフが永山のマイナンバーカードセンターでのカード交付の状況で、折れ線グラフが申請の状況である。申請を行って大体一、二か月後にはその交付の波が来るわけであるが、とても追いついていないという状況がある。

1ページにお戻り願う。その対応として、6月から8月の間カードセンターにて第1金曜日、第3金曜日の2回であるが2時間の時間延長をして、せめてもの対応をしたいと思っている。

そのことについて、参考のデータとして下をご覧願う。受付人数はこういう形であるが、昨年の12月補正で窓口強化の予算をお認めいただいて4月から強化はしているのだが、それでも最大限交付できるケースが月2,400件、さらにそれ以外の案件もかなりあり、例えば更新やマイナポイントのご相談等があり平均で3,200件、今既にキャパシティオーバーの状況ではある。そういった状況の中で、職員の増員などもなかなか難しいことも踏まえ、せめてこういった形での工夫をしたいというのが趣旨である。

報告が遅れて申しわけないが、既に第1金曜日に実施しており、その日は一応予約の枠を超えてかなり申し込みが多かったのが全部受けてしまったが雷雨のためキャンセルの方が多く、結局通常の予約の倍近く受けたが実際に来られたのは3割増ぐらいという形であった。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 3 番、証明書交付手数料等の収納に係るセミセルフレジ及びキャッシュレス決済について、市側の説明を求める。

片岡市民課長 現金を介した感染症の感染防止を主な目的に、手数料の収納について、既に窓口でお客様が自分でお金を入れてお釣りを受け取るというセミセルフレジと、それからこの4月からキャッシュレスの特に交通系の支払いについて、カードをかざす方法を開始している。あと、そのほかのQRコード決済は審査が下り次第各社スタートで、申しわけないが今のところ審査の下りた会社がなく、下り次第順次開始となっている。

下の表をご覧くださいと、現金ベースでいくと1割強ほどが電子マネーでお支払いいただいている。これは想定よりもかなり多く、開始前はほかの市では大体3%程度ということだったが、やはりコロナへの対応ということでキャッシュレスがかなり広がっているなど感じる。あと職員の声掛け次第でその日の割合がかなり変わるので、積極的に進めていきたいと思っている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

1 4 番、多摩市子育て応援事業「みんなでたまっこ応援プロジェクト」～日本アニメーション共通キャラクターデザインの活用について～、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 本市で子どもを産み育てたいと思える基盤を構築していくために、妊娠、出産、子育てなど、ライフステージに応じた切れ目ないトータル的な子育て応援事業として、「みんなでたまっこ応援プロジェクト」と銘打って本事業を推進する。令和3年度については、さらなる子育て応援事業の推進を行っていくため、事業通知等に共通キャラクターデザインを用いることによって本事業を効果的に市内外に発信していきたいと考えている。こちらについては、市内の日本アニメーション株式会社に共通デザインの作

成を委託した。

2 ページ目をご覧願う。共通キャラクターデザインを掲載する通知書等についてである。5 種類のデザインを策定し、まず第1弾として、①②の妊娠中の方とコロナ禍での出産を終えた方へ、「ゆりかごTAMAすこやか妊婦応援ギフト」及び「TAMAで子育てすくすくベビー応援ギフト」にキャラクターデザインということで、先ほどの1 ページ目のデザインを掲載させていただく。その後、②③④⑤⑥と順次新たなデザインのキャラクターを展開していく予定である。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はある。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

15 番、多摩市・富士見町アンテナショップ「P o n t e」の事業引継ぎについて、市側の説明を求める。

渡辺経済観光課長 多摩市富士見町アンテナショップ「P o n t e」の事業引継ぎについてである。

まず、これまでの経過であるが、平成22年度に多摩市・富士見町の共同アンテナショップ「P o n t e」を開設した。「P o n t e」では、特産品・農産物の販売や、多摩市の農業と富士見町の観光等の情報を発信している。開設当初からNPO法人シーズネットワークが運営を行っているが、「P o n t e」の運営から撤退したいとの申し出があった。こちらについては、業務を他の団体に引き継ぎ、事業者が変わることによる影響を最小限にとどめて行っていくということである。

事業の引き継ぎについてであるが、引き継ぎ日は令和3年10月1日を予定している。事業の引き継ぎ先であるが、株式会社エマリコくにたちというところである。こちらの事業者は、直売所事業を3か所、飲食店を2か所、あと東京野菜の卸売を行っており、受賞歴はこちらに記載のとおりである。エマリコくにたちは地域に根差した事業を行っており、現運営者とは事業の類似性からかねてより交流があるということであり、現在までの経緯や運営方針について十分な理解を示している。

事業を引き継ぐ際の整理事項についてである。「P o n t e」の名称は

継続していく予定である。また、多摩市と富士見町アンテナショップとしての特産品の販売は継続をしていく。また、多摩市産の野菜の直売場としての機能を維持していく。また、市内等で行われるイベント等への出店も現在と同様に実施をしていく予定である。基本的には現在の運営方針を引き継いでいくが、事業の対応について、よりいいものをとということで少しずつ修正をしていく予定である。

今後の予定であるが、6月以降、市内農業者や取引先に対して事業引き継ぎについての説明会を開催する予定である。また、10月に事業を引き継ぎ、1年間はシームレスな事業引き継ぎをするために現運営者の代表理事が顧問として残る予定である。また、希望があれば現在のスタッフは継続して雇用されるということである。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

橋本委員 「P o n t e」を利用させていただいているが、終了時間が早く、働いている人にしたら5時に閉まってしまっても買えず、とても残念だという地域の声があるが、これは、この機に改善の見込みはあるのだろうか。

渡辺経済観光課長 新たに引き継ぐ事業者におかれては、運営時間を今17時までとしているところ、引き継ぎ当初は18時までにしたというお話は聞いている。実際に引き継いでからの実施となる。そのほかにも、18時まででいいのかどうか、その辺も運営をしながら検討していきたいというお話であった。

渡辺委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

16番、「東京都市長会広域連携事業」令和3年度予定事業と令和2年度実績報告について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 経済観光課では、東京都市長会の多摩・島しょ広域連携事業連携活動助成金を活用して、他市と連携して観光振興事業を実施している。これらの事業については、幹事市が予算を組む仕組みとなっているため、本市の予算に計上されていない事業もある。

まず令和3年度の事業についてご説明する。1つ目として、「ひの・たま」観光連携協議会ということで日野市と連携している。こちらについて、

今年度は多摩都市モノレールに「ひのたまラッピング電車」の運行ということで、こういったものを車体のほうに掲載させていただき、大体6メートル掛ける1メートルぐらいの大きさになるが、こちらを一編成に4枚貼らせていただく。片側2枚になる。こちらについては、7月1日から9月30日を予定していたが、モノレール側の準備の状況により、6月26日からのスタートで今準備が行われている。2番目として、デジタルスタンプラリーの実施として、日野市と多摩市の観光資源、ロケ地や観光施設等に3密を避けながら回遊してもらおうということで、デジタルを使ったイベントを行う。また、それに合わせて学生と民間事業者の協力をいただいてイベントも今考えている。こちらのデジタルスタンプラリーについては、10月1日から11月30日を今予定している。

2つ目になるが、次ページになる。南多摩3市観光推進協議会、こちらは稲城市と町田市と連携している。こちらについては、観光ウォークということで、3市ごとに市内をめぐるツアーを実施する。また、サイクルツアーということで、オリンピックロードレースのコースに沿ったツアーを実施する。また、バスツアー・ファムトリップ。また、観光セミナー、今年については稲城市で実施ということで今調整中である。

3番目、京王沿線観光連絡会議、府中市、日野市、稲城市と連携している。今年については、4市のリアル宝探しということで、こちらでもデジタルを活用して、4市の各地を回りながらデジタルで宝探しをするイベントとなっている。また、本市の観光情報を掲示したり、ツイッター、フェイスブック等で各種の情報を発信する。

4番目として、こちらは今年度からの新しい事業であるが、多摩地域マイクロツーリズムプロジェクトということで、多摩市、稲城市、多摩大学総合研究所、京王観光が連携して行う。こちらは多摩市が幹事市となっている。内容については、大学生など2名以上のグループを対象にマイクロツーリズムコンテストということで各大学からアイデアを出していただき、それについて実証実験等を行い、将来的には自治体・地元企業とともに実証化していくことを目指すような取り組みとなっている。以上が今年度の事業となる。

続いて、令和2年度の実績報告になる。「ひの・たま」観光連携事業については、記載のとおり内容になり、コロナ禍での連携事業がなかなかできず、先ほど申し上げたラッピングモノレールについても、東京オリンピックの開催時期に予定していたので、令和2年から3年へずれた。

2番目の南多摩3市観光推進協議会については、観光ウォーク、ファムツアー、市民向けバスツアー、観光セミナー、ガイドブック等については予定どおり実施できた。

3番目の京王沿線観光連絡会議については、こちらもコロナ禍で連携事業がなかなかできず、観光マップのデジタル化の活用等を検討したがなかなか難しいということで、検討内容を今年度に移すようなことで進めさせていただいた。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

17番、「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーン第2弾の実績(中間報告)と第3弾の実施について、市側の説明を求める。

三浦観光担当課長 「キャッシュレスでGO!GO!多摩」キャンペーンの第2弾について、まず中間報告をさせていただく。本事業については、令和2年の12月から1月にかけて第1弾を実施し、その後、その予算残額を活用して、第2弾を実施した。第2弾については、3月27日から4月11日の16日間ということで、第1弾と同様にauPayを用いた決済額の30%、1回当たり3,000円、期間内1万円を還元する事業で、4月11日をもってキャンペーンを無事終了し、還元も5月20日に完了した。

キャンペーンの実績概要になるが、第1弾については、47日間で5億8,600万円の決済総額、総還元額は1億5,214万円に対して第2弾については16日間であったが、総決済額5億467万円、総還元額1億3,658万円、利用者数も2万8,073名と第1弾とほぼ同じような状況となった。

実績の詳細になるが、本事業については大手、中小に分けさせていただいたところ、コンビニとフランチャイズや百貨店内の中小事業は全て大手

に含まれることにさせていただくが、決済が実際にされた店舗については、大手が289店舗、中小が210店舗となった。比率については、大手が9割、中小が約1割という比率で、こちらについても第1弾と同様な結果になる。その中でも、サービス業については中小のほうが大手に比べて利用決済額が増えているが、これは理美容の利用が多かった傾向がうかがわれる。

次に、2ページ目になる。令和3年の3月議会や5月26日のサイドブックス、各課情報提供でご案内しているところもあるが、第3弾の実施についてご説明する。4月30日に東京都の補助金の交付要綱が発出され、そちらを活用して早急に実施するというので今進めさせていただいている。事業費については、東京都の補助が事務費として200万円、事業費については1億2,291万円までの補助対象となっており、それを活用して、総額としては2億1,713万3,000円を総予算額として進めさせていただく。期間については、7月15日の木曜日から8月31日の火曜日までの48日間、実施条件としては、中小企業還元率30%、還元条件が1回当たり3,000円、期間については1万円。大手事業者については、還元額15%、1回当たり1,000円、期間3,000円の還元上限とさせていただく。こちらについては、第1弾、第2弾で大手の利用が先ほど申し上げたとおり9割あるということで、中小への比重を今回新たに設け、さらに大手の利用も併せて相乗効果を狙うため、大手、中小という形で進めさせていただく。実施事業者についても、第1弾、第2弾と同じくKDDIのauPayで進めさせていただく。こちらについては、今事業者の募集を開始しており、7月15日のキャンペーン開始後、9月末に還元予定となっている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

18番、令和2年度基金運用実績の報告について、市側の説明を求める。

芳野会計管理者 令和2年度の基金運用実績について報告する。昨年もこれまで同様経済環境は厳しく、コロナ禍による飲食業、観光業、運輸業など様々な産業分

野に深刻な打撃を与え、今後の回復も見込みが立たない状況の中で、金融市場も引き続き厳しい状況となっているところである。銀行の収益も大きな影響を受けており、地方銀行では再編等による経営状況の安定を図る動きも見られ、かつて競い合っていた預金獲得より手数料等による収益に軸足を置き始め、これまで基金運用の主力であった定期預金金利は普通預金金利まで下がった。多摩市では、銀行預金だけではなく、安全性を第一に平成30年から債券についても運用を始めた。結果として、資料2、基金運用実績、(1)年度別運用実績にあるように、平成30年度から徐々に運用益をふやすことができ、平成20年度の運用実績である約4,500万円にはるかに及ばないものの、確実に運用益を上げてきた。令和2年度の実績は資料のとおりで、太枠に囲まれているように昨年比205万5,066円増の767万7,407円の実績となった。

また、資料2、基金運用実績(2)の運用益をご覧いただくとおわかりのように、預金等債券の比率で見ると、基金残高は約9対1に対し運用益は6対4と、債券の比重が高くなっている。令和2年度の基金運用についての報告は以上となる。今後も、地方自治法の規定に従い安全第一を旨としながら、基金を有効に活用していくためのノウハウを研究し、微力ながら市の財源確保に努めていきたいと考えている。

渡辺委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。
以上で協議会を終了する。

(協議会終了)

午後 0時02分 再開

渡辺委員長 休憩前に引き続き会議を開く。
この際暫時休憩する。

午後 0時02分 休憩

午後 1時53分 再開

渡辺委員長

休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

ただいま休憩中にご意見を伺ったところ、総務常任委員会において市民が望む庁舎建て替えについてを所管事務の調査事項としたいというご意見があった。本件を日程に追加し議題とすることにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

本件を議題とする。

お諮りする。ただいまご意見のあったとおり所管事務調査を行うことにしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。よって本委員会は市民が望む庁舎建て替えについて所管事務調査をすることに決定した。

お諮りする。本所管事務の調査事項は市民が望む庁舎建て替えについて、調査目的は現状の把握、課題の抽出を行い市民サービスの方向性、防災、DX、環境の観点から検討を行うためとし、調査方法は委員会での議論、視察及び意見交換、調査期間は委員の任期中といたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。

細かい文言については委員長への一任とさせていただきたいと思うが、これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。本所管事務調査はそのように決定した。

また、本所管事務調査については閉会中の継続調査の申し出をいたしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

渡辺委員長

ご異議なしと認める。閉会中の継続調査を申し出ることとする。

以上で本日の日程はすべて終了した。

これをもって総務常任委員会を閉会する。

午後 1時55分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の

規定によりここに署名する。

総務常任委員長 渡辺 しんじ